

生徒指導提要进行

平成23年1月12日 第15号

北海道教育庁学校教育局

参事（生徒指導・学校安全）

平成22年度生徒指導資料

第6章 生徒指導の進め方

第2節 生徒指導における教職員の役割（生徒指導提要P133～P135）

1 教職員の責務と生徒指導

教育活動を通じて、確かな学力や豊かな人間性などはぐむとともに、学校で児童生徒が安全・安心に過ごすことができるようにする責務を、教職員一人一人が負っています。そのような責務を果たすため、生徒指導の観点では、当然ながら、学級担任・ホームルーム担任が担当する児童生徒の指導についての一義的な責任を負っています。

しかし、担任の教員でない場合や、担当する学級・ホームルーム以外の児童生徒である場合においても、それぞれの立場から児童生徒理解を進め、情報交換を通じて教職員間で共有し、組織的に対応することが重要です。

学級・ホームルームや学年ごとや、生徒指導主事や養護教諭といった立場ごとに役割分担はありますが、「校内の児童生徒は全教職員でかわり、指導を行っていく」という意識を持って生徒指導を行うことにより、校内の生徒指導体制がより一層機能することとなります。

2 教職員の自己研鑽・研修の必要性

(1) 自主的な研修

教職員が児童生徒と向き合ったときに問われるのは、その人間力です。授業や生徒指導に必要な能力に加え、教職員自らが児童生徒から「こんな大人になりたい」と尊敬されるように、自己研鑽や研修を積む必要があります。

このように、教職員が必要とされる資質能力を向上させるためには、教育委員会や校内で行う職務研修に参加するだけでなく、自らが研修の機会を見つけ、参加していく必要があります。

(2) 地域社会の理解と活動への参加

教職員は幅広く社会の出来事に関心を持つとともに、積極的に地域社会の活動に参加し、地域社会を知るように努めていくことが必要であり、社会教育の分野においても、教職員の自発的な参加が求められています。「校務ではないから」「学校の教育活動ではないから」といって敬遠せずに、積極的に参加することで、教職員自身の視野が広がるだけでなく、地域や関係機関との信頼関係の構築にもつながるとともに、教職員自身が生涯にわたって自己実現を目指すという人間像を児童生徒に示すことにもなります。

3 告発義務

告発義務とは、公務員が職務を行うに当たって犯罪行為を知った場合に、告発をしなければならないという義務（刑事訴訟法第239条）のことであり、教職員だけでなく、公務員全体に課されているものです。

児童生徒の問題行動について、教育的な指導により改善が見込まれ、そのような指導が児童生徒の将来のためにも効果的である場合には、警察等の関係機関と連携しながら教育的な指導によって改善措置を講ずる場合もあります。

しかし、その犯罪行為が重大な場合や指導を繰り返しても効果が見られない場合などは、告発を控えるのではなく、児童生徒の反省を促して規範意識を養うためにも、法律に則った措置が取られることが重要です。

刑事訴訟法第239条

何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

※「思料」…いろいろと思いをめぐらし考えること。

4 部活動の指導における教員の役割

生徒の自主的・主体的な参加により行われる中学校・高等学校の部活動は、放課後等において従来から行われてきました。学習指導要領では、「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされています。

部活動を通して、生徒の自己指導能力の育成が図られるよう、以下の点に留意しながら指導を行っていく必要があります。

- ・生徒が主体的・積極的に部活動に参加できるよう配慮する
- ・互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるような指導をする
- ・生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意する
- ・休養日や練習時間等を適切に設定するなど、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意した適切な活動が行われるよう配慮する

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。